

## 八戸市特定建設工事共同企業体取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、市が発注する特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体をいう。

### (対象工事)

第3条 契約担当者等(八戸市財務規則(昭和54年八戸市規則第1号)第114条に規定する契約担当者等をいう。以下同じ。)は、次に掲げる建設工事について、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の方法によることができるものとする。

- (1) 設計金額が概ね3億円以上の土木工事
- (2) 設計金額が概ね3億円以上の建築工事
- (3) 設計金額が概ね1億円以上の設備工事及びその他の工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特殊な技術を要する等共同企業体による施工が必要と認められる工事

### (構成員の要件)

第4条 共同企業体の各構成員は、次に掲げる者でなければならない。

- (1) 八戸市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 発注しようとする建設工事(以下「発注工事」という。)に対応する建設業の許可業種(建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の業種をいう。以下同じ。)について、当該許可を有しての営業年数が5年以上(相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められるときは、3年以上)ある者
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む建設工事について元請人としての施工実績があり、かつ、発注工事と同種の建設工事の施工実績(下請負人としての実績を含む。)がある者
- (4) 発注工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。)又は国家資格を有す主任技術者(同条第1項に規定する主任技術者をいう。)を工事現場ごとに専任で配置することができる者
- (5) 発注工事に係る他の共同企業体の構成員になっていない者
- (6) その他発注工事ごとに定める要件を満たしている者

( 構成員数 )

第 5 条 共同企業体の構成員の数は、2 又は 3 とする。ただし、その規模が非常に大きく多数の工種にわたる等の事由のある建設工事で、技術力及び資本力を特に結集する必要があると認められるものについては、4 以上とすることができる。

( 結成方法 )

第 6 条 共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとする。

( 運営形態 )

第 7 条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式によるものとする。

( 出資比率 )

第 8 条 各構成員の出資比率は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める比率以上であるものとする。

- (1) 構成員の数が 2 の場合 100 分の 30
- (2) 構成員の数が 3 の場合 100 分の 20
- (3) 構成員の数が 4 以上の場合 各構成員の均等割とした場合の出資比率の 100 分の 60

( 代表者 )

第 9 条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は構成員のうち最大の施工能力を有する者とする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

( 入札参加要件等の決定 )

第 10 条 契約担当者等は、対象工事を共同企業体に発注しようとするときは、次に掲げる事項について、八戸市入札制度等検討委員会に諮り決定するものとする。

- (1) 共同企業体への発注の適否
- (2) 共同企業体の構成
- (3) 入札参加資格に係る要件

( 協定書等の提出 )

第 11 条 共同企業体により入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書
- (2) 他の構成員から代表者への委任状

(有効期間)

第 12 条 共同企業体の有効期間は、入札結果に基づき、市が契約を締結した共同企業体(以下「契約共同体」という。)を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約共同体の有効期間は、契約に係る対象工事の完成後 3 か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につきし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負わなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。